

MOX燃料加工施設
加工事業変更許可申請書の構成について（案）

1. 事業変更許可申請書の基本構成

事業変更許可申請書の記載に当たっては、東海第二発電所発電用原子炉設置変更許可申請書の構成等を参考とし、原則として以下のとおり、本文及び添付書類を区分する。

- A. 加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（以下「事業許可基準規則」という。）及びその解釈、審査基準（実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準等）の要求事項の適合性は、本文に記載する。
- B. 本文の補足説明事項及びガイドの要求事項の適合性は、添付書類に記載する。
- C. 審査会合及びヒアリング等における指摘事項は添付書類に記載し、その基本的な事項は必要に応じ本文に記載する。

2. 本文の構成（設計基準対象の施設及び重大事故等対処施設）

2-1 基本方針

本文の構成は「核燃料物質の加工の事業に関する規則」で規定されている区分・項目に従って以下に示す方針で記載する。

(1) 新規制基準の要求事項に基づく記載

事業許可基準規則及び解釈に係るものは、本文三号「加工施設の位置、構造及び設備」に記載し、その構成は、次項2-2のとおりとする。

(2) 新規制基準要求以外の記載（本文に記載するもの及び本文に記載しないもの）

新規制基準要求以外の変更のうち、既許可の基本方針の変更に該当するものは本文に記載する。更なる安全性向上のための変更、運用の変更等の既許可の基本方針の変更に該当しない場合は、本文に記載しない。

(3) 旧MOX指針からの表現変更等を踏まえた記載

旧MOX指針から表現や定義等が変更になっている条文について

は、本文の記載を見直す。

2-2 本文三号「一．加工施設の位置，構造及び設備」の構成

(1) 設計方針の記載

「ロ．加工施設の一般構造」は、以下に該当するものを記載する。

① 要求事項への適合性

事業許可基準規則及び解釈、実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準等を満足するために必要な約束事項や適合性について、基本的な設計方針を記載する。（必要に応じて、ガイドの要求事項の適合性も記載）

また、原則として、第二条「核燃料物質の臨界防止」以降の設計基準対象の施設及び重大事故等対処施設の全条文について、事業許可基準規則の順番で記載する。

原則に則らない場合の記載を以下に示す。

(a) 「ロ．加工施設の一般構造」に記載しない条文

第六条「安全機能を有する施設の地盤」、第二十四条「重大事故等対処施設の地盤」は、一般構造に該当しないため「イ．加工施設の位置」に記載する。

(b) 設計基準と重大事故に係る要求を同じ項に記載する条文

a. 「ロ．加工施設の一般構造」で明確となっている条文

（火災及び爆発の防止に関する構造、耐震構造（地盤含む）、耐津波構造）

b. 事業許可基準規則において、「工場等」に対して要求している条文

（通信連絡設備）

c. 事業許可基準規則において、「加工施設」に対して要求している条文で、加工規則で設備が明記されていない条文

（監視設備）

② 評価等の方針

評価に基づき設計を行う場合は、必要に応じて下記(a)～(c)について記載する。

(a) 評価項目：評価内容が分かるよう、骨子となる評価項目を記載する。

(b) 評価条件：評価に基づく設計を行うにあたり、変更によって安全性に有意な影響が生じるような条件を記載する。

(c) 判断基準：安全性を担保する判断基準であって、評価項目毎

に記載する。

(2) 各施設の設計方針に係る記載

①各施設の記載

「ロ．加工施設の一般構造」で記載した設計方針を受け、「ハ．加工施設本体の構造及び設備」～「ヘ．放射線管理施設の構造及び設備」には、各施設の構造及び設備を記載する。

上記に属さない施設（通信連絡設備等）の設計方針並びに構造及び設備は、「ハ．加工施設本体の構造及び設備」～「ト．その他加工設備の附属施設の構造及び設備」に記載する。

重大事故等対処施設は、「ト．その他加工設備の附属施設の構造及び設備」に記載する。（詳細な書き分けは次項②に示す）

各施設の設備区分の詳細を表4に示す。

②重大事故等対処施設の記載

(a) 施設への記載

重大事故等対処施設は、基本的に設計基準対象の施設の機能喪失を代替する設備であるため、対処に必要な常設・可搬型重大事故等対処設備を一つの施設の「構造」に記載する。

（各設備区分は次項②(b)、呼び合いは③(b)に示す）

(b) 各設備の記載

常設・可搬型重大事故等対処設備は、設計基準対象の設備をそのままの機能で使う場合、新たに用意する場合があるため、以下のとおり区別して記載する。

a. 設計基準対象の設備をそのまま重大事故の対処に使う設備

設計基準対象の施設をそのままの機能で使う設備は、「同じ設備の「構造」「主要な設備及び機器」に合わせて記載する。

b. 新たに用意する設備

新たに用意する可搬型重大事故等対処設備は、基本的に「代替設備」とし、用途に合わせた「構造」「主要な設備及び機器」に区別して記載する。

なお、閉じ込める機能の喪失に対処するための設備などにおいて代替機能を有する設計基準対象の設備がない場合は、「代替設備」としない。

③各施設の呼び合いの記載

(a) 他条文の機能を期待する場合の呼び合い

事業許可基準規則及び解釈において、他条文に関連する施設を

期待する場合は、他施設と呼び合う。

(b) 設計基準対象の設備と常設・可搬型重大事故等対処設備の呼び合い

前項②「(a)施設への記載」において、一括で記載した設備のうち、設備区分もしくは主番地が異なる場合は、他施設と呼び合う。

④建物の記載

加工規則の改正により削除された「建物の構造」は、「ハ．加工施設本体の構造及び設備」～「ト．その他加工設備の附属施設の構造及び設備」の構造の項に、当該施設又は当該設備を収納することを目的とする建屋を記載する。

なお、燃料加工建屋については、「ハ．加工施設本体の構造及び設備」～「ト．その他加工設備の附属施設の構造及び設備」の複数の施設又は設備を収納する建屋であることから、「ハ．(イ)成形施設」において記載する。

2-3 本文「加工の方法」の扱い

「ニ．加工の方法」については、発電用原子炉の規則では同等の記載要求が無く、本来、加工規則では「イ．加工の方法の概要」の記載を求められているため、記載程度を既許可と同等に再構成する。

2-4 本文五号および六号の記載

加工規則及び原子力規制委員会設置法附則第28条第1項の規定に基づき提出した届出書の記載を踏まえ、以下のとおりとする。

(1) 本文五号の記載

- ①「イ．核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物による放射線被ばくの管理の方法」については、放射線防護に関する基本方針、放射線管理の基本方針（法令要求への対応）を記載。
- ②「ロ．放射性廃棄物の廃棄に関する事項」については、放射性廃棄物の廃棄に関する基本的考え方、放射性廃棄物の主な発生源と処理方法、放射性廃棄物の放出管理の基本方針を記載。
- ③「ハ．周辺監視区域の外における実効線量の算定の条件及び結果」については、平常時における一般公衆の実効線量の評価の基本的考え方、前提条件、評価結果を記載。

(2) 本文六号の記載

- ①「イ．設計基準事故」については、基本方針（評価事象の選定の

考え方と選定結果、判断基準)、事故に対処するために必要な施設、安全評価に当たって設定する条件、評価結果及び判断基準を記載する。

②「ロ. 重大事故に至るおそれがある事故(設計基準事故を除く。)又は重大事故」については、以下の(a)～(c)に大別して記載する。

(a) 基本方針

重大事故等への対処に係る全体としての基本方針を記載する。

「整理資料 第22条の1.(規則適合性)」の内容を記載する。

(b) 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力

「核燃料物質の加工の事業に係る加工事業者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」及び解釈に適合していることを記載する。

a. 重大事故等対策における要求事項

・ 共通事項(1.1、2.1.4)

重大事故等の発生を防止するため手順等、手順書の整備、訓練の実施及び体制の整備、重大事故等対処設備に係る事項、復旧作業に係る事項並びに支援に係る事項について、適切に整備することを記載する。

整理資料「技術的能力1.1、2.1.4」の内容を記載する。

・ 個別手順等(2.1.1～2.1.3、2.1.5～2.1.10)

各個別手順の概要を記載するとともに、各個別手順の対応手段及びその内容、手順等を確実にを行うための条件をまとめた表を記載する。

整理資料「技術的能力 2.1.1～2.1.3、2.1.5～2.1.10」の内容を記載する。

b. 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応における要求事項

大規模損壊に係る手順書の整備、大規模損壊の発生に備えた体制の整備、大規模損壊の発生に備えた設備及び資機材の整備について、適切に整備することを記載する。

整理資料「技術的能力1.2、2.2」の内容を記載する。

(c) 有効性評価

事業許可基準規則第22条及び解釈に適合していることを22条の整理資料「2. 重大事故等の拡大の防止等(要旨)」の内容を

ベースに条件設定を記載する。

a. 重大事故等の対処に係る有効性評価の基本的な考え方

重大事故等の有効性評価における基本的な考え方として、設計上定める条件より厳しい条件の設定及び重大事故の想定箇所の特定、評価対象の整理及び評価項目の設定等を記載する。

b. 重大事故等に対する対策の有効性評価

事故の特徴、対策の考え方、対処の基本方針、具体的な有効性評価の考え方、評価条件、評価結果等を記載する。

2-5 本文における「数量」と「1式」の扱い

- ・放射性物質を取り扱う安全上重要な施設等の主要な設備及び機器、貯蔵能力に係る容量等については、原則として本文に数量を示す。
(既許可と同様)
- ・重大事故等対処設備は、有効性評価に記載する数量、容量を示す。
- ・数量が約束事項とならない設備（データ収集装置、消火設備等）や複数の機器等で構成させる設備（グローブボックス排気ダクト等）は「1式」とする。なお、事業許可基準規則及び解釈の要求において、多重性や多様性を求めており、その適合性を記載する場合は「1式」は使用しない。

本文の章項目の詳細を表2に示す。

3. 添付書類の構成（設計基準対象の施設及び重大事故等対処施設）

3-1 添付書類五の記載

本文「一. 加工設備の位置、構造及び設備」及び「二. 加工の方法」を展開・補足するものとして、設計方針等の詳細・具体を記載する。

ただし、設工認で示される詳細設計（溢水源配置図等）に係る内容は記載しない。

また、添付書類五の章項目については、見直した本文の構成・章項目に従うことを基本とする。

添付書類五の章項目の詳細を表3に示す。

3-2 添付書類七の記載

添付書類七の章項目については、見直した本文の構成・章項目に従うことを基本とする。

また、技術的能力における「個別手順等(2.1.1~2.1.3、2.1.5~2.1.10)」及び有効性評価における「設計上定める条件より厳しい条件の設定及び重大事故の想定箇所の特定」については、詳細を添付

書類七の添付として記載する。

添付書類七の章項目の詳細を表4に示す。

4. 重大事故等対処設備 基本的設計方針の展開

第27条の要求内容を踏まえた基本的設計方針は、「多様性、位置的分散、悪影響防止」、「個数及び容量」、「環境条件等」及び「操作性及び試験・検査性」に分類し、第28条～第35条に適合する重大事故等対処設備の個別具体的な設計方針として展開する。

ただし、第27条の基本的設計方針を検討するうえで考慮した内容（語尾が「考慮する」とした文章）については、各重大事故等対処設備の個別具体的設計方針の記載を不要とする。

5. その他記載方針

その他の記載方針については、別紙1に示す。

以上

表1 MOX燃料加工施設の設備区分（案）

重大事故等対処設備	重大事故等対処に関連する計器
成型施設	
原料粉末受入工程	
粉末調整工程	
ペレット加工工程	
被覆施設	
組立施設	
燃料集合体組立工程	
梱包出荷工程	
核燃料物質の貯蔵施設	
放射性廃棄物の廃棄施設	
気体廃棄物の廃棄設備	
設計基準対象の施設	
建屋排気設備	
工程室排気設備	
グローブボックス排気設備	
給気設備	
窒素循環設備	
排気筒	
重大事故等対処設備	
放出防止設備	
ダクト・ダンパ・高性能エアフィルタ	
グローブボックス排風機入口手動ダンパ	
工程室排風機入口手動ダンパ	
グローブボックス排気閉止ダンパ	
工程室排気閉止ダンパ	
重大事故の発生を仮定するグローブボックス	
可搬型ダンパ出口風速計	
代替グローブボックス排気系	
ダクト・ダンパ・高性能エアフィルタ	
重大事故の発生を仮定するグローブボックス	
可搬型排風機付フィルタユニット	
可搬型フィルタユニット	
可搬型ダクト	
液体廃棄物の廃棄設備	
固体廃棄物の廃棄設備	

29条の設備の一部を「放射性廃棄物の廃棄施設 気体廃棄物の廃棄設備」として区分する。

表1 MOX燃料加工施設の設備区分（案）

放射線管理施設	
設計基準対象の施設	
屋内管理用の主要な設備	
放射線監視設備	
放射能測定設備	
個人管理設備	
出入管理設備	
屋外管理用の主要な設備	
排気モニタリング設備	
放出管理分析設備	
環境モニタリング設備	
環境試料測定設備	
環境管理設備	
重大事故等対処設備	
排気モニタリング設備	33条の設備について「放射線管理施設」として区分する。
排気モニタ	
排気筒	
グローブボックス排気ダクト	
工程室排気ダクト	
環境モニタリング設備	
モニタリングポスト	
ダストモニタ	
代替モニタリング設備	
可搬型排気モニタリング設備☑可搬型ダストモニタ	
可搬型排気モニタリング用データ伝送装置	
可搬型環境モニタリング設備☑可搬型線量率計	
可搬型環境モニタリング設備☑可搬型ダストモニタ	
可搬型環境モニタリング用データ伝送装置	
可搬型環境モニタリング用発電機	
監視測定用運搬車	
可搬型建屋周辺モニタリング設備☑ガンマ線用サーベイメータ（SA）	
可搬型建屋周辺モニタリング設備☑中性子線用サーベイメータ（SA）	
可搬型建屋周辺モニタリング設備☑アルファ・ベータ線用サーベイメータ（SA）	
可搬型建屋周辺モニタリング設備☑可搬型ダストサンプラ（SA）	
放出管理分析設備	
アルファ線用放射能測定装置	
ベータ線用放射能測定装置	
環境試料測定設備	
核種分析装置	

表1 MOX燃料加工施設の設備区分（案）

放射線管理施設	
重大事故等対処設備	
代替試料分析関係設備	
可搬型放出管理分析設備	<input checked="" type="checkbox"/> 可搬型放射能測定装置
可搬型試料分析設備	<input checked="" type="checkbox"/> 可搬型放射能測定装置
可搬型試料分析設備	<input checked="" type="checkbox"/> 可搬型核種分析装置
可搬型排気モニタリング用発電機	
環境管理設備	
気象観測設備	
放射能観測車	
代替放射能観測設備	
可搬型放射能観測設備	
ガンマ線用サーベイメータ（NaI（TI）シンチレーション検出器）（SA）	
可搬型放射能観測設備	<input checked="" type="checkbox"/> ガンマ線用サーベイメータ（電離箱）（SA）
可搬型放射能観測設備	<input checked="" type="checkbox"/> 中性子線用サーベイメータ（SA）
可搬型放射能観測設備	<input checked="" type="checkbox"/> アルファ・ベータ線用サーベイメータ（SA）
可搬型放射能観測設備	<input checked="" type="checkbox"/> 可搬型ダスト・よう素サンプラ（SA）
代替気象観測設備	
可搬型気象観測設備	<input checked="" type="checkbox"/> （風向風速計，日射計，放射収支計，雨量計） <input checked="" type="checkbox"/>
可搬型気象観測用データ伝送装置	
可搬型気象観測用発電機	
監視測定用運搬車	
可搬型風向風速計	
環境モニタリング用代替電源設備	
環境モニタリング用可搬型発電機	
監視測定用運搬車	

33条の設備について「放射線管理施設」として区分する。

表1 MOX燃料加工施設の設備区分（案）

その他加工設備の附属施設	
非常用設備	
非常用所内電源設備	
設計基準対象の施設	
非常用発電機	
第1非常用ディーゼル発電機	
燃料タンク	
重油タンク	
非常用直流電源設備（充電器）	
非常用直流電源設備（蓄電池）	
非常用無停電交流電源装置	
重大事故等対処設備	
代替電源設備	
可搬型発電機	
制御建屋可搬型発電機	
代替通信連絡設備 可搬型発電機	
可搬型電源ケーブル	
可搬型分電盤	
高圧母線	
燃料加工建屋の6.9 k V 非常用母線	
使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の6.9 k V 非常用母線	
低圧母線	
燃料加工建屋の460 V 非常用母線	
使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の460 V 非常用母線	
自動火災報知設備	

32条の設備の一部について
「その他加工設備の附属施設 非常用設備 非常所内電源設備」として区分する。

表1 MOX燃料加工施設の設備区分（案）

その他加工設備の附属施設	
非常用設備	
火災防護設備	
設計基準対象の施設	
水素漏えい検知装置	
グローブボックス温度監視装置	
防火シャッター	
防火扉	
グローブボックス消火装置 (安全上重要な施設のグローブボックスの消火に関する範囲)	
グローブボックス消火装置 (安全上重要な施設以外のグローブボックスの消火に関する範囲)	
窒素消火装置	
二酸化炭素消火装置	
延焼防止ダンパ (ダンパ作動回路を含む。)	
防火ダンパ (3時間耐火性能を有する者に限る)	
避圧エリア形成用自動閉止ダンパ (ダンパ作動回路を含む。)	
自動火災報知設備 (二酸化炭素消火装置および窒素消火装置への火災信号移報回路 (火災感知器を含む。))	
ピストンダンパ	
重大事故等対処設備	
代替消火設備	
遠隔消火装置	
重大事故の発生を仮定するグローブボックス	
代替火災感知設備	
火災状況確認用温度計	
火災状況確認用温度表示装置	
可搬型グローブボックス温度表示端末	
消火設備	
避難・誘導設備	
核燃料物質の検査設備	
核燃料物質の計量設備	
実験設備	
小規模試験設備	

29条の設備の一部について
「その他加工設備の附属施設 非常用設備 火災防護設備」として区分する。

表1 MOX燃料加工施設の設備区分（案）

その他加工設備の附属施設	
その他の主要な事項	
溢水防護設備	
常用所内電源設備	<p>32条の設備の一部について「その他加工設備の附属施設 その他主要な事項 常用所内電源設備」として区分する。 なお、常用所内電源設備は、安全機能を有さず、内的事象 を起因とした重大事故等発生時に用いることから重大事故 等対処設備として整理する。</p>
重大事故等対処設備	
受電開閉設備	
受電開閉設備	
受電変圧器	
高圧母線	
非常用電源建屋の6.9kV非常用主母線	
ユーティリティ建屋の6.9 k V 常用主母線	
ユーティリティ建屋の6.9 k V 運転予備用主母線	
第2ユーティリティ建屋の6.9 k V 運転予備用主母線	
第2ユーティリティ建屋の6.9 k V 常用主母線	
制御建屋の6.9kV非常用母線	
制御建屋の6.9kV運転予備用母線	
使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の6.9 k V 常用母線	
低レベル廃棄物処理建屋の6.9 k V 運転予備用母線	
燃料加工建屋の6.9 k V 運転予備用母線	
燃料加工建屋の6.9 k V 常用母線	
低圧母線	
制御建屋の460V非常用母線	
制御建屋の460V運転予備用母線	
低レベル廃棄物処理建屋の460 V 運転予備用母線	
燃料加工建屋の460 V 運転予備用母線	
燃料加工建屋の460 V 常用母線	
補機駆動用燃料補給設備	
重大事故等対処設備の補機駆動用燃料補給設備	
補機駆動用燃料補給設備	
第1軽油貯槽	
第2軽油貯槽	
軽油用タンクローリ	

表1 MOX燃料加工施設の設備区分（案）

その他加工設備の附属施設	
その他の主要な事項	
通信連絡設備	
所内通信連絡設備	
所外通信連絡設備	
代替通信連絡設備	
通話装置のケーブル	35条の設備について「その他加工設備の附属施設 その他主要な事項 通信連絡設備」として区分する。
可搬型通話装置	
可搬型衛星電話（屋内用）	
可搬型トランシーバ（屋内用）	
可搬型衛星電話（屋外用）	
可搬型トランシーバ（屋外用）	
冷却水設備	
給排水衛生設備	
空調用冷水設備	
空調用蒸気設備	
窒素循環用冷却水設備	
水素・アルゴン混合ガス設備	
混合ガス水素濃度高による混合ガス供給停止回路	
混合ガス濃度異常遮断弁(焼結炉系, 小規模焼結処理系)	
水素ガス漏えい検知器	
混合ガス製造装置	
混合ガス充填装置	
混合ガス供給装置	
アルゴンガス設備	
窒素ガス設備	
水素ガス設備	
グローブボックス負圧・温度監視設備	
荷役設備	
海洋放出管理系	
安全冷却水系	
燃料油供給設備	
選別・保管設備	
工程室放射線計測設備	
可搬型ダストサンプラ	29条の設備の一部について「その他加工設備の附属施設 その他主要な事項」として区分する。
アルファ・ベータ線用サーベイメータ	

表1 MOX燃料加工施設の設備区分（案）

その他加工設備の附属施設	
その他の主要な事項	
拡散抑制設備 放水設備 大型移送ポンプ車 可搬型放水砲 可搬型建屋外ホース ホイールローダ 可搬型放水砲流量計 可搬型放水砲圧力計 抑制設備 可搬型汚濁水拡散防止フェンス 放射性物質吸着材 小型船舶 運搬車 可搬型中型移送ポンプ運搬車	30条の設備について「その他加工設備の附属施設 其他主要な事項」として区分する。
水供給設備 第1貯水槽 第2貯水槽 大型移送ポンプ車 可搬型建屋外ホース ホース展張車 運搬車 可搬型貯水槽水位計（ロープ式） 可搬型貯水槽水位計（電波式） 可搬型第1貯水槽給水流量計	31条の設備について「その他加工設備の附属施設 其他主要な事項」として区分する。
緊急時対策所 緊急時対策建屋の遮蔽設備 緊急時対策建屋換気設備 緊急時対策建屋送風機 緊急時対策建屋排風機 緊急時対策建屋フィルタユニット 緊急時対策建屋換気設備ダクト・ダンパ 緊急時対策建屋加圧ユニット 緊急時対策建屋加圧ユニット配管・弁 対策本部室差圧計 待機室差圧系 監視制御盤	34条の設備について「その他加工設備の附属施設 其他主要な事項」として区分する。

表1 MOX燃料加工施設の設備区分(案)

その他加工設備の附属施設	
その他の主要な事項	
緊急時対策所	
緊急時対策建屋環境測定設備	34条の設備について「その他加工設備の附属施設 其他主要な事項」として区分する。
可搬型酸素濃度計	
可搬型二酸化炭素濃度計	
可搬型窒素酸化物濃度計	
緊急時対策建屋放射線計測設備	
可搬型エリアモニタ	
可搬型ダストサンプラ	
アルファ・ベータ線用サーベイメータ	
可搬型線量率計	
可搬型ダストモニタ	
可搬型データ伝送装置	
可搬型発電機	
緊急時対策建屋情報把握設備	
情報収集装置	
情報表示装置	
データ収集装置	
データ表示装置	
データ収集装置(燃料加工建屋)	
データ表示装置(燃料加工建屋)	
緊急時対策建屋電源設備	
緊急時対策建屋用発電機	
緊急時対策建屋高圧系統6.9kV緊急時対策建屋用母線	
緊急時対策建屋低圧系統460V緊急時対策建屋用母線	
燃料油移送ポンプ	
燃料油配管・弁	
重油貯槽	
情報把握計装設備	
燃料加工建屋情報把握計装設備用屋内伝送系統	重大事故等が発生した場合において、再処理施設の中央制御室又は緊急時対策所にて重要監視パラメータを監視並びに記録するための設備について「その他加工設備の附属施設 其他主要な事項」として区分する。
燃料加工建屋建屋間伝送用無線装置	
情報把握計装設備用屋内伝送系統	
建屋間伝送用無線装置	
燃料加工建屋データ収集装置	
制御建屋データ収集装置	
制御建屋データ表示装置	
燃料加工建屋可搬型情報収集装置	
制御建屋可搬型情報収集装置(MOX燃料加工施設用)	
制御建屋可搬型情報表示装置(MOX燃料加工施設用)	
制御建屋可搬型情報収集装置	
第1保管庫・貯水所可搬型情報収集装置	
第2保管庫・貯水所可搬型情報収集装置	
情報把握計装設備可搬型発電機	

※成型施設等、一部の設備については省略。

表2 MOX燃料加工施設事業変更許可申請書 本文構成の整理(案)

MOX 既許可		MOX 本文構成 見直し案		再処理 本文		関連条文
項	タイトル	項	タイトル	項	タイトル	備考
一、	氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	一、	氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	一、	名称及び住所並びに代表者の氏名	-
二、	加工設備及びその附属施設（以下「加工施設」という。）を設置する工場又は事業所の名称及び所在地	二、	加工設備及びその附属施設（以下「加工施設」という。）を設置する工場又は事業所の名称及び所在地	二、	変更に係る工場又は事業所の名称及び所在地	-
三、	加工施設の位置、構造及び設備並びに加工の方法	三、	加工施設の位置、構造及び設備並びに加工の方法	四、	再処理施設の位置、構造及び設備並びに再処理の方法	-
イ、	加工施設の位置	イ、	加工施設の位置	イ、	再処理施設の位置	-
ロ、	建物の構造					-
		ロ、	加工施設の一般構造	ロ、	再処理施設の一般構造	-
		(イ)	核燃料物質の臨界防止に関する構造	(1)	核燃料物質の臨界防止に関する構造	2条
		(ロ)	放射線の遮蔽に関する構造	(2)	放射線の遮蔽に関する構造	3条
		(二)	火災及び爆発の防止に関する構造	(4)	火災及び爆発の防止に関する構造	5条、23条
		(ホ)	耐震構造	(5)	耐震構造	7条、25条
		(ヘ)	耐津波構造	(6)	耐津波構造	8条、26条
		(ト)	その他の主要な構造	(7)	その他の主要な構造	-
		(1)	安全機能を有する施設	(i)	安全機能を有する施設	14条
		①	外部からの衝撃による損傷の防止	(a)	外部からの衝撃による損傷の防止	9条
		②	加工施設への人の不法な侵入等の防止	(b)	再処理施設への人の不法な侵入等の防止	10条
		③	溢水による損傷の防止	(c)	溢水による損傷の防止	11条
		④	誤操作の防止	(e)	誤操作の防止	12条
		⑤	安全避難通路等	(f)	安全避難通路等	13条
		⑥	安全機能を有する施設	(g)	安全機能を有する施設	14条
		⑦	核燃料物質の貯蔵施設	(i)	使用済燃料の貯蔵施設等	16条
		⑧	廃棄施設	(m)	廃棄施設	17条
		⑨	放射線管理施設	(o)	放射線管理施設	18条、33条
		⑩	監視設備	(p)	監視設備	19条、33条
		⑪	非常用電源設備			20条、32条
		⑫	通信連絡設備	(s)	通信連絡設備	21条、35条
		(2)	重大事故等対処施設	(ii)	重大事故等対処施設	-
		①	重大事故等の拡大の防止等	(a)	重大事故等の拡大の防止等	22条
		②	重大事故等対処設備	(b)	重大事故等対処設備	27条
		③	臨界事故の拡大を防止するための設備	(c)	臨界事故の拡大を防止するための設備	28条
		④	核燃料物質を閉じ込める機能の喪失に対処するための設備			29条
		⑤	工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備	(i)	工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備	30条
		⑥	重大事故等への対処に必要な水の供給設備	(j)	重大事故等への対処に必要な水の供給設備	31条
		⑦	電源設備	(k)	電源設備	32条
		⑧	緊急時対策所			34条
ハ、	加工設備本体の構造及び設備	ハ、	加工設備本体の構造及び設備	ハ、	使用済燃料の受入施設及び貯蔵施設の構造及び設備	-
ニ、	核燃料物質の貯蔵施設の構造及び設備	ニ、	核燃料物質の貯蔵施設の構造及び設備			-
ホ、	放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備	ホ、	放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備	ト、	放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備	-
(イ)	気体廃棄物の廃棄施設	(イ)	気体廃棄物の廃棄設備	(1)	気体廃棄物の廃棄施設	17条、29条
		(1)	構造	(i)	構造	17条、29条
		(2)	主要な設備・機器の種類及び個数	(ii)	主要な設備及び機器の種類	17条、29条
		①	設計基準対象の施設	(a)	設計基準対象の施設	17条
		②	重大事故等対処設備	(b)	重大事故等対処設備	29条
		a.	放出防止設備			29条
		b.	代替グローブボックス排気系			29条
		(3)	廃棄物の処理能力	(iii)	廃棄物の処理能力	17条
		(4)	排気口の位置	(v)	排気口の位置	17条
(ロ)	液体廃棄物の廃棄設備	(ロ)	液体廃棄物の廃棄設備	(2)	液体廃棄物の廃棄施設	17条
(ハ)	固体廃棄物の廃棄設備	(ハ)	固体廃棄物の廃棄設備	(3)	固体廃棄物の廃棄施設	17条

表2 MOX燃料加工施設事業変更許可申請書 本文構成の整理(案)

MOX 既許可		MOX 本文構成 見直し案		再処理 本文		関連条文
項	タイトル	項	タイトル	項	タイトル	備考
へ.	放射線管理施設の構造及び設備	へ.	放射線管理施設の構造及び設備	チ.	放射線管理施設の設備	18条、19条、33条
(イ)	屋内管理用の主要な設備の種類	(イ)	屋内管理用の主要な設備の種類	(1)	屋内管理用の主要な設備の種類	18条、19条
(ロ)	屋外管理用の主要な設備の種類	(ロ)	屋外管理用の主要な設備の種類	(2)	屋外管理用の主要な設備の種類	19条、33条
		(1)	排気モニタリング設備			33条
		(2)	環境モニタリング設備			33条
		(3)	代替モニタリング設備			33条
		(4)	放出管理分析設備			33条
		(5)	環境資料測定設備			33条
		(6)	代替資料分析関係設備			33条
		(7)	環境管理設備			33条
		(8)	代替放射能観測設備			33条
		(9)	代替気象観測設備			33条
		(10)	環境モニタリング用代替電源設備			33条
ト.	その他加工設備の附属施設の構造及び設備	ト.	その他加工設備の附属施設の構造及び設備	リ.	その他再処理設備の附属施設の構造及び設備	-
(イ)	非常用設備の種類	(イ)	非常用設備の種類	(1)	動力装置及び非常用動力装置の構造及び設備	-
		(1)	非常用所内電源設備	(i)	電気設備	20条、32条
		①	構造	(a)	構造	20条、32条
		a.	設計基準対象の施設	(イ)	設計基準対象の施設	20条
		b.	重大事故等対処設備	(ロ)	重大事故等対処設備	32条
		②	主要な設備・機器の種類	(b)	主要な設備	20条、32条
		a.	設計基準対象の施設	(イ)	設計基準対象の施設	20条
		b.	重大事故等対処設備	(ロ)	重大事故等対処設備	32条
		(a)	代替電源設備			32条
		(b)	高圧母線			32条
		(c)	低圧母線			32条
		(2)	自動火災報知設備			5条、23条
		(3)	火災防護設備			5条、23条、29条
		①	構造			5条、23条、29条
		a.	設計基準対象の施設			5条、23条
		b.	重大事故等対処設備			29条
		②	主要な設備・機器の種類			5条、23条、29条
		a.	設計基準対象の施設			5条、23条
		b.	重大事故等対処設備			29条
		(a)	代替消火設備			29条
		(b)	代替火災感知設備			29条
		(4)	消火設備			5条、23条
		(5)	避難・誘導設備			13条
(ロ)	核燃料物質の検査設備及び計量設備の種類	(ロ)	核燃料物質の検査設備及び計量設備の種類			-
		(1)	核燃料物質の検査設備			-
		(2)	核燃料物質の計量設備			-
(ハ)	主要な実験設備の種類	(ハ)	主要な実験設備の種類	(3)	主要な試験施設の構造及び設備	-
(ニ)	その他の主要な事項	(ニ)	その他の主要な事項	(4)	その他の主要な事項	-
		(1)	溢水防護設備	(v)	溢水防護設備	11条
		(2)	常用所内電源設備			32条
		(3)	補機駆動用燃料補給設備			32条
		(4)	通信連絡設備	(x)	通信連絡設備	21条、35条
		①	構造			21条、35条
		②	主要な設備・機器の種類			21条、35条

表2 MOX燃料加工施設事業変更許可申請書 本文構成の整理(案)

MOX 既許可		MOX 本文構成 見直し案		再処理 本文		関連条文
項	タイトル	項	タイトル	項	タイトル	備考
		a.	所内通信連絡設備			21条
		b.	所外通信連絡設備			21条
		c.	代替通信連絡設備			35条
		(5)	冷却水設備			-
		(6)	給排水衛生設備			-
		(7)	空調用冷水設備			-
		(8)	空調用蒸気設備			-
		(9)	窒素循環用冷却水設備			-
		(10)	水素・アルゴン混合ガス設備			-
		(11)	アルゴンガス設備			-
		(12)	窒素ガス設備			-
		(13)	水素ガス設備			-
		(14)	グローブボックス負圧・温度監視設備			-
		(15)	荷役設備			-
		(16)	海洋放出管理系			17条
		(17)	安全冷却水系			-
		(18)	燃料油供給設備			-
		(19)	選別・保管設備			17条
		(20)	工程室放射線計測設備			29条
		(21)	拡散抑制設備	(viii)	放出抑制設備	30条
		①	放水設備	(a)	放水設備	30条
				(b)	注水設備	-
		②	抑制設備	(c)	抑制設備	30条
		(22)	水供給設備			31条
		(23)	緊急時対策所	(ix)	緊急時対策所	34条
		(24)	情報把握計装設備			重大事故等が発生した場合において、再処理施設の中央制御室又は緊急時対策所にて重要監視パラメータを監視並びに記録するための設備は本項目にて記載。
二.	加工の方法	二.	加工の方法	B.	再処理の方法	-
四.	加工施設の工事計画	四.	加工施設の工事計画	五.	再処理施設の工事計画	-
		五.	加工施設における放射線の管理に関する事項	七.	再処理施設における放射線の管理に関する事項	-
		六.	加工施設において核燃料物質が臨界状態になることその他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項	八.	再処理施設において核燃料物質が臨界状態になることその他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項	-
		イ.	設計基準事故に対処するために必要な施設並びに発生すると想定される事故の程度及び影響の評価を行うために設定した条件及びその評価の結果	ロ.	設計基準事故 事故に対処するために必要な施設並びに発生すると想定される事故の程度及び影響の評価を行うために設定した条件及びその評価の結果	15条
		(イ)	基本方針	(1)	基本方針	15条
		(ロ)	設計基準事故の選定			15条
		(ハ)	設計基準事故の評価	(2)	設計基準事故の評価	15条
		ロ.	重大事故に至るおそれがある事故又は重大事故に対処するために必要な施設及び体制並びに発生すると想定される事故の程度及び影響の評価を行うために設定した条件及びその評価の結果	ハ.	重大事故に至るおそれがある事故(運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故を除く。)又は重大事故に対処するために必要な施設及び体制並びに発生すると想定される事故の程度及び影響の評価を行うために設定した条件及びその評価	-
		(イ)	基本方針	(1)	基本方針	SA技術的能力(共通)
		(ロ)	重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力	(2)	重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力	SA技術的能力(共通)
		(1)	重大事故等対策に係る事項	(i)	重大事故等対策	SA技術的能力(共通)
		①	重大事故等対処設備に係る事項	(a)	重大事故等対処設備に係る事項	2.1.4 共通事項について記載。 SA技術的能力(共通)
		a.	切替えの容易性	(イ)	切替えの容易性	SA技術的能力(共通)
		b.	アクセスルートの確保	(ロ)	アクセスルートの確保	SA技術的能力(共通)
		②	復旧作業に係る事項	(b)	復旧作業に係る事項	2.1.4 共通事項について記載。 SA技術的能力(共通)
		a.	予備品等の確保	(イ)	予備品等の確保	SA技術的能力(共通)
		b.	保管場所の確保	(ロ)	保管場所の確保	SA技術的能力(共通)
		c.	復旧作業に係るアクセスルートの確保	(ハ)	復旧作業に係るアクセスルートの確保	SA技術的能力(共通)
		③	支援に係る事項	(c)	支援に係る事項	2.1.4 共通事項について記載。 SA技術的能力(共通)

表2 MOX燃料加工施設事業変更許可申請書 本文構成の整理(案)

MOX 既許可		MOX 本文構成 見直し案		再処理 本文		関連条文
項	タイトル	項	タイトル	項	タイトル	備考
		a.	概要	(イ)	概要	SA技術的能力(共通)
		④	手順書の整備、訓練の実施及び体制の整備	(d)	手順書の整備、訓練の実施及び体制の整備	1.1.2 手順書の整備、訓練の実施及び体制の整備について記載。
		a.	手順書の整備	(イ)	手順書の整備	SA技術的能力(共通)
		b.	教育及び訓練の実施	(ロ)	教育及び訓練の実施	SA技術的能力(共通)
		c.	体制の整備	(ハ)	体制の整備	再処理同時発災について記載。MOX単独発災は添付書類七添付1に記載。
		(2)	大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他テロリズムへの対応における事項	(ii)	大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応における事項	大規模損壊
		(ハ)	有効性評価	(3)	有効性評価	22条、29条
		七.	加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項	九.	再処理施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項	-
			表 重大事故等対策における手順の概要		第5表 重大事故等対策における手順の概要	各手順に加え、1.1.1 重大事故等の発生を防止するための手順等についても記載。
			表 重大事故等対策における操作の成立性		第6表 重大事故等対策における操作の成立性	各手順に加え、1.1.1 重大事故等の発生を防止するための手順等についても記載。
			その他図表については省略		その他図表については省略	-

表3 MOX燃料加工施設事業変更許可申請書 添付書類五構成の整理(案)

MOX 既許可		MOX 添付書類五構成 見直し案		再処理 添付書類六		関連条文 (担当条文)
項	タイトル	項	タイトル	項	タイトル	
イ.	安全設計の方針	イ.	安全設計	1.	安全設計	
(イ)	安全設計の基本方針	(イ)	安全設計の基本方針	1.1	安全設計の基本方針	-
		(ロ)	核燃料物質の管理の基本方針			-
(ロ)	安全上重要な施設の設計	(ハ)	安全上重要な施設の設計	1.1.1	安全機能を有する施設に関する基本方針	-
		(ニ)	重大事故等対処施設の設計方針	1.1.2	重大事故等の拡大の防止等に関する基本方針	22条
ロ.	放射線安全設計	ロ.	放射線安全設計			-
(イ)	閉じ込め機能	(イ)	閉じ込めの機能	1.4	使用済燃料等の閉じ込めに関する設計	4条
(ロ)	放射線しゃへい	(ロ)	放射線遮蔽	1.3	放射線の遮蔽に関する設計	3条
ハ.	環境安全設計	ハ.	環境安全設計			-
(イ)	放射性廃棄物の放出に対する考慮	(イ)	放射性廃棄物の放出に対する考慮	7.	放射性廃棄物の廃棄施設	17条、29条
		(1)	放射性気体廃棄物の廃棄設備	7.2	気体廃棄物の廃棄施設	17条、29条
		①	設計基準対象の施設	7.2.1	設計基準対象の施設	17条
		②	重大事故等対処設備	7.2.2	重大事故等対処設備	29条
		a.	放出防止設備			29条
		b.	代替グローブボックス排気系			29条
		(2)	放射性液体廃棄物の廃棄設備	7.3	液体廃棄物の廃棄施設	17条
		(3)	放射性固体廃棄物の廃棄設備	7.4	固体廃棄物の廃棄施設	17条
(ロ)	貯蔵等に対する考慮	(ロ)	貯蔵及び保管廃棄に対する考慮			16条
(ハ)	放射線監視	(ハ)	放射線管理施設	8.	放射線管理施設	19条、33条
ロ.(ハ)	放射線被ばく管理に対する考慮					(ハ)放射線管理施設に統合
		(1)	設計基準対象の施設	8.1	設計基準対象の施設	19条
		(2)	重大事故等対処設備	8.2	重大事故等対処設備	33条
		①	排気モニタリング設備			33条
		②	環境モニタリング設備			33条
		③	代替モニタリング設備			33条
		④	放出管理分析設備			33条
		⑤	環境試料測定設備			33条
		⑥	代替試料分析関係設備			33条
		⑦	環境管理設備			33条
		⑧	代替放射能観測設備			33条
		⑨	代替気象観測設備			33条
		⑩	環境モニタリング用代替電源設備			33条
ニ.	臨界安全設計	ニ.	臨界安全設計	1.2	核燃料物質の臨界防止に関する設計	2条
ホ.	地震に対する安全設計	ホ.	耐震設計	1.6	耐震設計	7条、25条
(イ)	津波・高潮	ヘ.	耐津波設計	1.8	耐津波設計	8条、26条
		ト.	外部からの衝撃による損傷の防止に対する考慮	1.7.9	その他外部からの衝撃に対する考慮	9条
ト.	火災・爆発に対する安全設計	チ.	火災及び爆発に対する安全設計	1.5	火災及び爆発の防止に関する設計	5条、23条
(イ)	不燃性材料等の使用に対する考慮	(イ)	安全機能を有する施設に対する火災及び爆発の防止に関する設計	1.5.1	安全機能を有する施設に対する火災及び爆発の防止に関する設計	5条
		(ロ)	重大事故等対処施設に対する火災及び爆発の防止に関する設計	1.5.2	重大事故等対処施設に対する火災及び爆発の防止に関する設計	23条
		(ハ)	重大事故等対処設備			29条

表3 MOX燃料加工施設事業変更許可申請書 添付書類五構成の整理(案)

MOX 既許可		MOX 添付書類五構成 見直し案		再処理 添付書類六		関連条文 (担当条文)
項	タイトル	項	タイトル	項	タイトル	
		(1)	代替消火設備			29条
		(2)	代替火災感知設備			29条
チ.	その他の安全設計	リ.	その他の安全設計			-
(イ)	電源喪失に対する考慮	(イ)	電源喪失に対する考慮	9. 2	電気設備	20条、32条
		(1)	設計基準対象の施設	9. 2. 1	設計基準対象の施設	20条
		(2)	重大事故等対処設備	9. 2. 2	重大事故等対処設備	32条
		①	代替電源設備			32条
		②	高圧母線			32条
		③	低圧母線			32条
		④	受電開閉設備			32条
(ロ)	放射性物質の移動に対する考慮	(ロ)	放射性物質の移動に対する考慮	1. 7. 6	放射性物質の移動に関する設計	-
		(ハ)	安全避難通路等に対する考慮			13条
(ホ)	共用に対する考慮	(ニ)	共用に対する考慮	1. 7. 7. 1	安全機能を有する施設の設計方針	14条
(ヘ)	準拠規格及び基準	(ホ)	準拠規格及び基準	1. 7. 19	準拠規格及び基準	-
		(ヘ)	検査及び試験を含む点検、補修、取替え及び改造に対する考慮	1. 7. 2	品質保証	-
		(ト)	加工施設への人の不法な侵入等の防止に対する考慮	1. 7. 14	再処理施設への人の不法な侵入等の防止に関する設計	10条
		(チ)	内部発生飛散物に対する考慮	1. 7. 7. 4	内部発生飛散物による損傷の防止に関する設計方針	14条
		(リ)	溢水防護に関する設計	1. 7. 15	溢水防護に関する設計	11条
		(ヌ)	環境条件に対する考慮	1. 7. 7. 1	安全機能を有する施設の設計方針	14条
		(ル)	誤操作の防止に対する考慮	1. 7. 17	誤操作の防止に関する設計	12条
		(ヲ)	通信連絡設備に対する考慮	9. 17	通信連絡設備	21条、35条
		(1)	設計基準対象の施設	9. 17. 1	設計基準対象の施設	21条
		(2)	重大事故等対処設備	9. 17. 2	重大事故等対処設備	35条
		①	代替通信連絡設備			35条
		(ワ)	重大事故等対処設備に関する設計	1. 7. 18	重大事故等対処設備に関する設計	27条
		(カ)	補機駆動用燃料補給設備	9. 14	補機駆動用燃料補給設備	32条
		(ヨ)	工程室放射線計測設備			29条
		(タ)	拡散抑制設備	9. 15	放出抑制設備	30条
		(1)	放水設備	9. 15. 1	放水設備	30条
		(2)	抑制設備	9. 15. 3	抑制設備	30条
		(レ)	水供給設備	9. 4. 2. 1	水供給設備	31条
		(ソ)	緊急時対策所	9. 16	緊急時対策所	34条
		(ツ)	情報把握計装設備	6. 2. 1	計装設備	重大事故等が発生した場合において、再処理施設の中央制御室又は緊急時対策所にて重要監視パラメータを監視並びに記録するための設備は本項目にて記載。
(チ)	その他	(ネ)	その他			-
		ヌ.	MOX燃料加工施設に関する「加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」への適合性	1. 9	再処理施設に関する「再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」への適合性	各条ごとに基準規則への適合性を記載。
		ル.	加工施設			-
		(イ)	加工設備本体			-

表3 MOX燃料加工施設事業変更許可申請書 添付書類五構成の整理(案)

MOX 既許可		MOX 添付書類五構成 見直し案		再処理 添付書類六		記載内容の補足	関連条文 (担当条文)
項	タイトル	項	タイトル	項	タイトル		
		(1)	成形施設				-
		(2)	被覆施設				-
		(3)	組立施設				-
		(ロ)	その他加工設備の附属施設				-
		(1)	非常用設備				-
		①	自動火災報知設備				-
		②	火災防護設備				-
		a	設計基準対象の施設				-
		b	重大事故等対処設備				-
		③	消火設備				-
		④	避難・誘導設備				-
		(2)	核燃料物質の検査設備及び計量設備				-
		(3)	主要な実験設備				-
		(4)	その他				-
		添付1	重大事故時の制御室及び緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価				-

表4 MOX燃料加工施設事業変更許可申請書 添付書類七構成の整理(案)

既許可		MOX 添付書類七構成 見直し案		再処理 添付書類八		関連条文
項	タイトル	項	タイトル	項	タイトル	
添付書類七		添付書類七	加工施設において事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する説明書			-
イ.	まえがき	イ.	安全評価に関する基本方針	1.	安全評価に関する基本方針	15条
ロ.	事故の想定及び評価	ロ.	設計基準事故	3.	設計基準事故	15条
		ハ.	重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力	5.	重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力	「核燃料物質の加工の事業に係る加工事業者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」における「Ⅱ 要求事項」に応じた記載。
		第5-1表	重大事故等対処における手順の概要	第5-1表	重大事故等対処における手順の概要 (1/15)	(整理資料) 1. 1. 1 重大事故等の発生を防止するための手順についても拡大防止対策と合わせて記載する。
		第5-2表	重大事故等対策における操作の必要性	第5-2表	重大事故等対策における操作の成立性 (1/14)	技術的能力(1.1.1、2.1.1~2.1.10)
		(イ)	重大事故等対策	5.1	重大事故等対策	SA技術的能力 (共通)
		(1)	重大事故等対処設備に係る事項	5.1.1	重大事故等対処設備に係る事項	2.1.4 共通事項(切り替えの容易性~アクセスルートの確保)について記載。
		(2)	復旧作業に係る事項	5.1.2	復旧作業に係る事項	2.1.4 共通事項(復旧作業に係る事項)について記載。
		(3)	支援に係る事項	5.1.3	支援に係る事項	2.1.4 共通事項(支援に係る事項)について記載。
		(4)	重大事故等の発生を防止するための手順等	-	-	1.1.1 重大事故等の発生を防止するための手順等のうち、要求事項に応じた記載。
		(5)	手順書の整備、訓練の実施及び体制の整備	5.1.4	手順書の整備、訓練の実施及び体制の整備	1.1.2 手順書の整備、訓練の実施及び体制の整備について記載。
		①	MOX燃料加工施設の重大事故の特徴	(1)	再処理施設の重大事故の特徴	SA技術的能力 (共通)
		②	平常運転時の監視から対策開始までの流れ	(2)	平常運転時の監視から対策開始までの流れ	SA技術的能力 (共通)
		③	手順書の整備	(3)	手順書の整備	SA技術的能力 (共通)
		④	教育及び訓練の実施	(4)	訓練の実施	SA技術的能力 (共通)
		⑤	体制の整備	(5)	体制の整備	全体体制に加えて、MOX単独発災時及び再処理との同時発災時の体制について記載。
		(ロ)	大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他テロリズムへの対応における事項	5.2	大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応における事項	大規模損壊
		ニ.	重大事故等の対処に係る有効性評価の基本的な考え方	6.	重大事故等の対処に係る有効性評価の基本的な考え方	22条
		ホ.	重大事故等に対する対策の有効性評価	7.	重大事故等に対する対策の有効性評価	22条、29条
		添付1	重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力	添付1	重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力	再処理との同時発災時の手順に加え、MOX単独発災時の手順についても記載。
		イ.	臨界事故の拡大を防止するための手順等	1.	臨界事故の拡大を防止するための手順等	SA技術的能力 (2.1.1)
		ロ.	核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失に対処するための手順等			1.1.1 重大事故等の発生を防止するための手順等の内容についても記載。
		ハ.	その他の事故に対処するための手順等			SA技術的能力 (2.1.3)
		ニ.	工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための手順等	6.	工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための手順等	SA技術的能力 (2.1.5)
		ホ.	重大事故等への対処に必要な水の供給手順等	7.	重大事故等への対処に必要な水の供給手順等	SA技術的能力 (2.1.6)
		ヘ.	電源の確保に関する手順等	8.	電源の確保に関する手順等	SA技術的能力 (2.1.7)
		ト.	監視測定等に関する手順等	11.	監視測定等に関する手順等	SA技術的能力 (2.1.8)
		チ.	緊急時対策所の居住性等に関する手順等	12.	緊急時対策所の居住性等に関する手順等	SA技術的能力 (2.1.9)
				9.	事故時の計装に関する手順等	伝送に係る情報把握計装設備等の手順は案対の手順に入れ込む。各手順で使用する計器の手順は各手順で記載する。
		リ.	通信連絡に関する手順等	13.	通信連絡に関する手順等	SA技術的能力 (2.1.10)

その他の記載方針について

1. 計装設備に係る記載方針

重大事故等対処を行うため、必要となるパラメータ等を計測するための計器及びパラメータを伝送するための機器が必要となる。

「再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」と「加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」での要求事項が異なるため、補正書における展開、考え方を整理する必要がある。なお、設備区分は表 1 に、補正書構成については表 2～4 に示す。

(1) 全体方針

- ① 各重大事故等対処にて使用する計器は、各重大事故等対処に係る設備及び手順にて記載する。
- ② 伝送に関する情報把握計装設備等は、「その他加工設備の附属施設 その他主要な事項」として記載し、手順は「2.1.9 緊急時対策所の居住性等に関する手順等」にて整理する。

(2) 設備

- ① 各設備区分にて、27 条重大事故等対処設備に係る設計要求等に関して記載する。
- ② 計器に必要な電源系統等についても記載する。

(3) 手順

- ① 各重大事故等対処に係る手順
 - a. 各重大事故等対処にて使用する計器の設置・計測について記載する。
 - b. 操作手順に関して、再処理施設に係る技術的能力 1.10 事故時の計装に関する手順等で記載している各重大事故等対処の内容を入れ込む。
 - c. 操作の成立性に関して、各重大事故等対処に必要な要員、所要時間のほか、当該対処にて使用する計器の設置・計測に係る要員及び所要時間についても記載する。
- ② 緊急時対策所の居住性等に関する手順等
 - a. 重要パラメータ等の選定の考え方等について、緊急時対策所の手順にて記載する。
 - b. 緊急時対策所等に伝送するための情報収集装置等、伝送に必要な設備及び設備の設置・伝送に係る手順について、記載する。

2. MOX 単独発災及び再処理施設との同時発災の記載について

整理資料の手順において、MOX 施設における単独発災の場合と再処理施設との同時発災について、記載を書き分けている。補正書への記載方針について、整理する必要がある。

(1) 全体方針

- ① 手順に関する記載のうち、補正書本文と添付書類（再処理補正書の場合は補正書本文

の「第5表」「第6表」及び添付書類八)では、再処理事業所として実施するMOX施設と再処理施設の同時発災のみを記載することとし、添付書類七添付1において、現在整理している整理資料と同様に、再処理施設との同時発災とMOX施設における単独発災を合わせた記載とする。

3. 重大事故等の発生を防止するための手順及び技術的能力 1.0 共通事項の記載について
- 重大事故等の発生を防止するための手順等及び技術的能力 1.0 共通事項について「使用済燃料の再処理の事業に係る再処理事業者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る技術基準」と「核燃料物質の加工の事業に係る加工事業者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」で構成及び要求事項が異なるため、補正書における展開、考え方を整理する必要がある。
- (1) 全体方針
- ① 重大事故等の発生を防止するための手順については、拡大を防止するための手順と一連の流れで実施することから補正書本文においては、章立てを変えずに拡大防止対策と合わせて記載する。
- 添付書類（再処理補正書での添付書類八）では、要求事項との適合性を「1.1.1 重大事故等の発生を防止するための手順等」で記載し、手順の詳細については「2.1.2 核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失に対処するための手順」において合わせて記載する。
- ② 技術的能力 1.0 のうちMOX整理資料で「2.1.4 共通事項」に記載している切替えの容易性、支援等については、各条文の手順等の記載とは別に共通部分で記載することが説明する上で適切であると判断し、再処理補正書本文及び添付書類八と同じ記載順序でMOX補正書に記載する。

以 上